

# 住民監査請求による監査結果

調布市監査委員

## 第1 請求の受理

### 1 請求人

市内在住者

### 2 請求書の提出

本件請求書の提出日は平成19年9月10日である。

### 3 本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条所定の要件を具備しているものと認め、平成19年9月14日にこれを受理した。

## 第2 監査委員の除斥

元木勇監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により本件監査から除斥した。

## 第3 請求の内容

本件請求書に記載されている請求の要旨及び措置要求等は、次のとおりである。

### 1 請求の対象者

調布市長 長友貴樹

### 2 請求の要旨

(1) 平成18年12月20日の第4回調布市議会定例会において、調布市議会市政調査収支報告書には領収書又はこれに代わる書類の添付を義務付ける調布市議会市政調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（平成18年調布市条例第65号）が可決された。これは領収書の情報公開が可能になったことを意味する。

(2) 公明党が提出した市政調査費収支報告書の調査旅費（平成18年12月20日～平成19年3月30日）のガソリン代支出伝票を平成19年6月11日に取り寄せたところ領収書は添付されていたが、ガソリン代（123,030円）全てが調査旅費に使われたという明確な証明がなかった。

(3) また、駐車場料金（30,400円）についても容易に認めることはできない。

- (4) 広聴費会議賄いコーヒー代金(450円)に至っては、社会通念上妥当な支出として報告できるとは思えない。
- (5) 平成19年4月1日～5月31日までの2か月間の市政調査費収支報告書を取り寄せたところ、チャレンジ調布21が平成19年5月21日から5月22日まで「調布市いやしとふれあいの旅事業」の現状と今後について」という会派行政視察参加旅行を5名で行っており、訪問先は静岡県河津町役場、宿泊先は大滝温泉天城荘である。宿泊料金は1人1泊2食付き16,000円合計8万円を調査旅費として支出している。宿泊代金は妥当な出費であるが、食事は旅行をしなくても出費するものであるから16,000円のうち食事代金1人7,500円、5人分で37,500円は適切な支出とは考えられない。実際には平成19年3月22日から食事代金は支出できないものとされている。
- (6) また、資料購入費としてDVD「その時歴史が動いた」(19,950円)、DVD「NHKスペシャル明治」(9,870円)、DVD「NHKスペシャル映像の世紀」(7,140円)、DVD「世界の自然現象」(3,990円)、DVD「プロジェクトX旭山動物園」(3,799円)、DVD「NHKスペシャル硫黄島玉砕戦」(3,990円)、DVD「NHKスペシャル気候大異変」(7,980円)、DVD「街道を行く」(5,040円)(合計61,759円)はレンタルで済むものもあり、NHK番組で放映されたものでもある。これらのDVDがどのように市政にかかわりがあり、役立てて反映されていくのか目的がはっきりしない。
- (7) さらに、資料購入費のなかで「映画なんでもランキング」(1,600円)を手にとって見たが、なぜこの本が調査研究活動に必要なものかまったく理解できない。市民の税金が安易に使われているのではないかと疑問を感じる。

### 3 措置要求

市長に対し、市政調査費における調査旅費について正当な用途証明のないガソリン代金、駐車場料金及びコーヒー代金計15万3,880円

の返納を公明党に請求する措置をとるべく、また、調査旅費のうちの食事代、資料購入代合計10万859円の返納をチャレンジ調布21に請求する措置をとるべく、本請求をする。

#### 第4 監査の実施

請求人が主張する事実の確認と請求の当否を判断するため、次のとおり監査を実施した。

##### 1 監査対象事項

本件監査の対象は、市が公明党及びチャレンジ調布21（当時。以下同じ。）の各会派に対し交付した市政調査費の使途に関するものと解し、これに関連する事項を監査の対象とした。

##### 2 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定により、平成19年10月1日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

請求人は、陳述において、請求の趣旨の補足を行うとともに、新たな証拠1点を提出した。

##### 3 監査対象部局監査及び関係人調査

平成19年10月1日に、議会事務局について監査を実施し、併せて、公明党及びチャレンジ調布21の各会派について関係人調査を実施した。

#### 第5 監査の結果

##### 1 請求の要旨記載の事実関係の確認

請求人の陳述、証拠書面、監査対象部局監査等により、事実関係を確認したところ、請求の要旨(2)に記載のうち「ガソリン代(123,030円)全てが調査旅費に使われたという明確な証明がなかった」との事実、(3)及び(4)に記載の主張、(5)に記載のうち、「16,000円のうち食事代金1人7,500円、5人分で37,500円は適切な支出とは考えられない。実際には平成19年3月22日から食事代金は支出できないものとされている」との主張、(6)に記載のうち「これらのDVDがどのように市政にかかわりがあり、役立てて反映されていくのか目的がはっきりしない」との主張、及び(7)に記載のうち「なぜこの本が調査研究活動に必要なものかまったく理解できない。市民の税金が安易に使われ

ているのではないかと疑問を感じる」との主張を除き、その余の事実については大略請求人の主張する事実どおりであることが確認された。

## 2 監査委員の判断

上記の事実関係並びに監査対象部局及び関係人の説明に基づき、本件措置請求について以下のとおり判断する。

### (1) 調査旅費におけるガソリン代及び駐車場料金について

調布市議会市政調査費の交付に関する条例（平成13年調布市条例第4号）第5条によれば、調査旅費とは、会派の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費とされている。

公明党会派は、本件ガソリン代は市政調査費の支出目的に沿ったものであり、私的使用に係るものはなく、すべて会派の構成議員が調査のために使用した自家用車5台分に係るものであると主張しているが、弁明及び事情聴取においてその調査事例及び市民相談調査活動報告の内容を確認したところ、本件ガソリン代の使用内容は、市民からの要請・相談事例が多く、その活動のために車を使用したことは推認されるものの、ガソリン代のすべてが、前掲条例第5条にいう市政の調査研究活動のための調査旅費とは認め難い。

また、駐車場代についても、上記と同様の理由により、それが明確に市政の調査研究活動に該当するものであるとは認め難く、すべての駐車場代が調査旅費に該当するとは判断し得ない。

よって、同会派の調査旅費におけるガソリン代及び駐車場代については、その使途の一部について市政調査費の使途基準に合致しない支出があるものと認め、当該一部につき請求人の主張は理由があるものと判断する。

ただ、本件の場合、ガソリン代及び駐車場代については、市政調査費の使途基準に合致する部分（議員としての調査研究活動に資する部分）とそうでない部分が混在し、その合理的な区分が困難であり、具体的に検証し得ないので、経験則を基に推認し、相当な割合による按分をして市政調査活動に資する費用の金額を算出すると、2分の1が市政調査費、その余の2分の1が市政調査以外の費用に費消されたも

のと解するのが妥当であると判断する。

(2) 広聴費におけるコーヒー代金について

広聴費の内容は、会派が市民から市政及び会派の政策等に対する要望及び意見を聴くための会議等に要する経費とされており、本件は支出伝票に記載のとおり、会議賄いとして平成19年2月26日に支出されたものである。

同時点では、広聴費を含めた市政調査費の各項目及びその内容に係る市政調査費の用途基準は調布市議会市政調査費の交付に関する条例施行規則（平成13年調布市規則第14号）別表に定められており、その用途の具体的な内容として会議賄費が列記されていることから、会議賄いとして支出している本件コーヒー代金はこれに合致するものと認められる。

よって、請求人の主張は理由がないものと判断する。

(3) 調査旅費（宿泊費）における食事代について

調査旅費の内容は、会派の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費とされている。

本請求に係るチャンレンジ調布21の会派の現地調査は、「調布市いやしとふれあいの旅事業」の現状と今後について」をテーマとして設定し、調査研究のために実施したものであり、この内容については市政調査費の用途基準に合致しているものと認められる。

請求人は、宿泊代金（1人当たり16,000円、5人分80,000円）のうち食事代金（1人当たり7,500円、5人分37,500円）は適切な支出とは考えられず、平成19年3月22日から食事代金は支出できないものとなっていると主張しているため、この内容について検討する。

同会派は、宿泊代と食事代が不可分の場合は、従前も食事代を含めて宿泊代として支給しており、今回の改正においてもこの取扱いは従前どおりであると主張しているが、食糧費については調布市議会市政調査費の交付に関する条例で支出することができないとされ、日当及び食卓料に関しては、調布市議会市政調査費の経理等事務取扱要綱（平

成13年調布市議会要綱第1号)別表において算定することはできないとされ、また、平成19年6月に作成された「市政調査費の手引き」における項目別の使途基準充当指針においても、食事代については支出できない旨が明記されている。

従って、調査旅費の宿泊費には天城荘提出の内訳書記載による食事代1人当たり7,500円は含まれないものと認める。

よって、食事代金1人7,500円、5人分で37,500円は市政調査費の使途基準に合致しない支出であると認め、請求人の主張は理由があるものと判断する。

(4) 資料購入費におけるDVD及び書籍購入代について

資料購入費の内容は、会派の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費とされている。

ア 市政調査費と認められないDVDについて

各DVDの購入理由の概要は、

(7)「その時歴史が動いた 時代のリーダーたち篇」(19,950円)が、時の政治家のリーダーシップを時代背景とともに歴史の教訓から学びとるため、

(イ)「NHKスペシャル 明治」(9,870円)が、戦後レジェームの転換の意味を考える上で明治時代を再検討・再認識するため、

(ウ)「NHKスペシャル 映像の世紀」(7,140円)が、ビジュアルの視点から時代の流れを分析・見つめ直し、現在の社会・暮らし・人のあり方を考えるため、

(エ)「NHKスペシャル 硫黄島玉砕戦」(3,990円)が、忌まわしい戦禍の歴史と映像を直視することが必要と考えたため、とされている。

上記4点については、条例の目的とする調布市政に直ちに連関があるとは認め難いことから、上記DVD購入代合計40,950円は市政調査費の使途基準に合致しない支出であると認め、請求人の主張は理由があるものと判断する。

イ 市政調査費と認められるDVDについて

- (ア) 「世界の自然現象」(3, 990円)
- (イ) 「プロジェクトX 旭山動物園」(3, 799円)
- (ウ) 「NHKスペシャル 気候大異変」(7, 980円)
- (エ) 「街道を行く 甲州街道篇」(5, 040円)

上記4点については、調布市政との関連性も深く、会派の行う調査研究活動に資することが認められるので、請求人の主張は理由がないものと判断する。

ウ 書籍「映画なんでもランキング」(1, 600円)における購入理由は、映画の街「調布」の推進に向け、様々な映画情報の掌握のために購入したとするが、書籍の内容は、趣味、嗜好の範疇に係る部分を多分に含むものであり、調布市政との関連性については希薄であるといわざるを得ず、市政調査費の用途基準に合致しない支出であると認められるので、請求人の主張は理由があるものと判断する。

### 3 勧告

監査委員は、上記のとおり請求人の主張に理由があるものと判断した公明党のガソリン代123, 030円のうちの61, 515円、駐車場代30, 400円のうちの15, 200円の合計76, 715円及びチャレンジ調布21の宿泊費80, 000円のうちの食事代37, 500円、DVD購入代61, 759円のうちの40, 950円、書籍購入代1, 600円の合計80, 050円について、各平成19年12月10日までに市に返還する措置を講ずるよう、地方自治法第242条第4項の規定により、調布市長に対して勧告する。